

## 神戸まつり垂水区協賛会補助金交付要綱

令和2年3月10日 垂水区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、神戸まつりに協賛し、垂水区民のふれあい交流を促進するとともに地域の活性化を目的とする神戸まつり垂水区協賛会（以下、「協賛会」という。）が実施するたるみっこまつりを支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

### (対象経費)

第2条 補助事業の対象となる経費は、協賛会が当該年度内に実施するたるみっこまつりに要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) たるみっこまつり当日のステージ設営・運営・撤去等に要する経費
- (2) 出演者説明会の開催・タイムテーブル作成等のステージ運営に係る事前準備に要する経費
- (3) その他区長が特に必要と認める経費

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象となる事業の実施に伴う経費を上限とし、区長が予算の範囲内で決定するものとする。

### (交付申請)

第4条 協賛会は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業を実施しようとする年度の4月末日までに区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他、区長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第5条 区長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により協賛会に通知するものとする。

2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により協賛会に通知するものとする。

### (補助事業の変更等)

第6条 協賛会は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、協賛会に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第7条 協賛会は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の終了後、速やかに区長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書

（交付額の確定）

第8条 区長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第9号）により、速やかに協賛会に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 協賛会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第10号）を前条の確定通知を受領後、速やかに区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金を協賛会に支払うものとする。

（交付の特例）

第10条 前条の規定に関わらず、協賛会は、補助金規則第18条第2項に基づき補助事業の完了前に概算払を受けようとするときは、補助金概算払交付請求書（様式第11号）を区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、速やかに当該請求にかかる補助金を協賛会に支払うものとする。

3 概算払を受けた協賛会は、第8条に規定する確定通知書を受領後、補助金概算払精算報告書（様式第12号）を区長に提出しなければならない。

4 区長は前項の補助金概算払精算報告書を受領後5日以内に精算を行うものとし、補助金規則第20条第2項に基づく返還が発生する場合は、速やかに納付書を交付し、直ちに返還を求めるものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 区長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により協賛会に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（施行細目の委任）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。